



議案第九十七号

加谷地区ほ場整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり加谷地区ほ場整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第三項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十八年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十八年拾貳月廿參日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名
は場整備事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）
加谷地区は場整備工事
- 二 施行場所
三朝町大字加谷及び穴囃地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の二十五パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。